

## 平成 28 年度 第 3 回四條畷市環境審議会 議事摘録

○日時 平成 28 年 12 月 21 日（水） 14 : 00～15 : 45

○場 所 四條畷市役所 本館 3 階 委員会室

○出席委員 = 14 名 : 福田会長、奥田副会長、瓜生委員、岸田委員、大川委員、鈴木委員、高岡委員、松田委員、富田委員、奥村委員、高瀬委員、山本委員、高橋委員、藤原委員

（欠席委員 = 1 名 : 黒岡委員）

○傍聴者 = 1 名

○事務局 = 6 名 : 吐田都市整備部長、笠井都市整備部生活環境課長、山根木都市整備部生活環境課長代理、橋本都市整備部生活環境課上席主幹、宇都宮都市整備部生活環境課主査、植田都市整備部生活環境課事務職員

担当	内容
事務局	<p>定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は、委員の皆様には、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>只今から、平成 28 年度第 3 回四條畷市環境審議会を開催いたします。</p> <p>私は、生活環境課の橋本でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日お配りしている会議資料の確認をさせていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 会議次第</li><li>2. 四條畷市環境基本計画（案）について（資料 1-1） 答申（案）について（資料 2-1、2-2） 四條畷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正の報告（資料 3-1） （粗大ごみ不燃ごみの一部有料化に関する報告）</li></ol> <p>資料につきましては、以上でございます。</p> <p>また、議事資料ではございませんが、参考資料として「配席表」及び前回の議事録をお配りしております。</p>

たりない方はおられませんでしょうか。

次に、本日の審議会委員の出席状況について、ご報告させていただきます。本日、黒岡委員におかれましては、所用のため欠席させていただくとのご連絡をいただいております。

したがいまして、審議会委員総数15名、出席委員14名、欠席委員1名でございます。以上により、審議会委員総数の過半数の出席をいただいておりますので、四條畷市環境審議会規則第4条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立していますことをご報告させていただきます。

続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。都市整備部長の吐田でございます。同じく都市整備部生活環境課長の笠井でございます。同じく生活環境課長代理の山根木でございます。同じく生活環境課主査の宇都宮でございます。同じく生活環境課事務職員の植田でございます。よろしく願いいたします。

また、環境基本計画については、受託業者である国際航業(株)を事務局要員として、3名を同席させておりますので、ご了承願います。

次に、ここで、傍聴についてお伺いいたします。

本日の会議については、非公開とする理由は、特になく考えられますので、傍聴を許可することに致したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

— 「異議なし」の声あり —

ありがとうございます。本日の審議会に1名の傍聴希望者が別室にて待機されておりますので、只今より入場させていただきます。

— 傍聴者入場 —

<p>福田会長</p>	<p>傍聴者にお願いを申し上げます。</p> <p>会議における言動に対して拍手等により賛否を表明したり騒ぎ立てないこと、また、みだりに席を離れたり迷惑をかける行為は避けていただくようによろしくをお願いします。</p> <p>また、本日の資料につきましては、傍聴席の前に数部ご用意しておりますので、ご自由にご覧いただいで構いません。</p> <p>なお、会議終了後には資料は元の場所にお戻し下さい。</p> <p>さて、これより審議を進めてまいりたいと思います。</p> <p>それでは、これより議事進行につきましては、四條畷市環境審議会規則第4条第1項の規定により、福田会長にお願いいたします。</p> <p>それでは、会長よろしくをお願いいたします。</p> <p>これより、議事進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第の1番、「環境基本計画（案）」についてを議案といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、「環境基本計画（案）について」説明をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料1-1「四條畷市環境基本計画（案）」をご覧ください。</p> <p>今回の資料は製本後の完成イメージを掴んでいただくため、表紙をカラー刷り、本文内は2色刷りで作成しております。</p> <p>また、前回の審議会での意見を踏まえて修正した箇所と、この間に委員から事務局あてメール等で意見をいただいで修正した箇所を網掛けで表示しています。</p> <p>それでは、本日は他に案件もあり時間も限られておりますので、修正を加えた箇所について、ざっとになりますが説明させていただきます。</p> <p>まず3ページをご覧ください。</p>

前回の審議会で議論となった、第4章の市民の取組みの文末の表現が「～～します」となっていることに違和感があるという意見に関して、事務局としては、やはり上位計画や他の計画との整合性を図る観点から、このままの表現としたいと考えております。

この基本計画では「～～します」という表現になっていますが、計画策定の根拠となる条例では、市民だけでなく4つの主体、市、市民団体、事業者を含め、それぞれが環境保全に向けて担う責務として「～～しなければならない」というより強い表現となっていることから、条例の表現を根拠として、この3ページで各主体が取り組む役割を明確にすることをうたうこととしました。つまり全ての主体が条例で定められているそれぞれの責務に基づき、環境保全に向けて「～～します」という一つの目標に向かって取組みを進めていくということを3ページの上段でうたうこととしています。

次に9ページの下段をご覧ください。

環境問題への関心に関する市民意識調査の結果の整理について、前回のアンケートと比べて全体的に回答率が下がっており、環境問題に対する関心度が低下している旨、表現を追記しています。

次に16ページをご覧ください。

中段の温暖化に関する国際情勢のところで、パリ協定に関する記述を一部訂正しています。前回の資料では、パリ協定で日本の削減目標が示されたという書き方をしておりましたが、パリ協定で日本の削減目標が示されたという訳ではないというご指摘を受けまして、パリ協定の採択を受けて、改めて日本で閣議決定により削減目標を設定したという表現に修正しております。

次に17ページでは「エネルギースマートコミュニティ」というタイトルを広く「エネルギー問題」とし、本文中に福島第一原発事故の影響から再エネの必要性やエネルギー源の分散化による災害時のリスク低減が求められていることを追記しています。

次に19ページをご覧ください。

一次計画の総括ですが、中段のところで先ほどのアンケート結果のところで説明した環境問題に関する関心が低下している旨を明記しています。

ここから第3章になります。21ページをご覧ください。

3-1のタイトルで、前回までは「まちの」環境像としていましたが、次ページ以降で施策を整理する中で出てくる、長期目標の「まち」と重複することから、ここでは混同を避けるため「四條躰がめざす」環境像としました。

次に22ページの長期目標をご覧ください。

前回までは、環境基本条例で定める4つの基本理念とそこから導き出される3つの長期目標「ひと」「まち」「くらし」の関係を整理していましたが、より施策を実現するためのイメージを掴むためイラスト用いて整理することにしました。

環境施策を推進するための全ての土台となる「ひと」に「まち」と「くらし」を上乗せし、この3つを養分として、4つの基本理念という実がなるというような、木が成長するイメージで整理するように修正しました。

次に23ページをご覧ください。21ページで設定した環境像、キャッチフレーズですが、「やすらぎの環境都市」ということで、「やすらぎ」という文言を長期目標の「まち」の中に加えています。

また、「くらし」に関して、表現的に市民だけの取組みに感じられることから、明確に事業者という文言を追加しています。

次に24ページの施策体系をご覧ください。

施策の柱やそこから導き出される個別の基本施策を整理しているページですが、文言を一部修正しています。

中段都市環境の中の、景観や歴史的文化的遺産の「保存」となっていたのですが、景観は保存するものではなく、「保全」すべきものということから保全と修正

しています。

3 Rについては、前回までは「ごみの」3 Rとしていましたが、3 Rはごみになる前の取組みも含まれるということから「ごみの」を取り、広い意味で単に3 Rとしました。

もう1点は「大気の保全」となっていたものを「大気環境の保全」と修正しています。

また、24ページの修正については、目次や第4章でも出てきますので、併せて修正を行っています。

ここから第4章になります。

26ページをご覧ください。

下の方の市民団体の取組みに関して、鈴木委員からご意見をいただいております。前回までは「市や事業者と連携して〇〇を進めます」という書き方にしていますが、市民団体は市や事業者の下請け機関ではなく、あくまで自主的・自発的に活動を行うのが基本であって、その上で必要に応じて市や事業者と連携するものであり、社会のために活動するのが本来の市民団体の役割であるというご意見をいただきました。

この趣旨を踏まえ、主語と述語を入れ替える形で、「〇〇をします。活動にあたっては市などとの連携を重視します」という風に修正しています。この第4章の26ページ以降の市民団体が活動する施策についても全て同じように修正を加えておりますので、またご確認いただけたらと思います。

次に27ページをご覧ください。

前回の審議会で市民の意見をできるだけ取り入れながら環境施策を進めるべきだとの意見があったことから、中段に市民の環境に対する意見を把握していく旨の文言を追記しました。

次に28ページをご覧ください。

市の取組みの箇所、前回の審議会での意見を加味して文言を追記していま

す。

事業者の取組みのところでは、国や大阪府が実施している事業者向けの講習会の活用に努める旨追記しました。

次に38ページをご覧ください。

前回の審議会で、田んぼや畑などの農地活性化の取組みや、それを実現する手法として事業者との連携などの意見が出たことを受け、それぞれ追記修正を行いました。

次に46ページをご覧ください。

前回の審議会で話の出た、食品残渣を活用したごみ減量化の取組みである段ボールコンポストに関する記述を今後の展開に追記したほか、右の47ページにコラムを挿入しています。

また、市の取組みとして、3Rの事業を支援するだけでなく拡充する旨の追記など、会議で出た意見に関して修正を行っています。

次に56ページをご覧ください。

地球温暖化対策に関するページですが、この後の58ページの再生可能エネルギーの活用と内容が入れ違っていたものを整理して修正しています。

そのほか、市の取組みとして補助制度に関する情報の発信、市民の取組みとして、機器の更新時などで省エネ性能を重視した選択をする、事業所の取組みとして、市民へ省エネ機器を進めることを追記しました。

次は第5章の重点施策になります。

66ページをご覧ください。

鈴木委員から、温暖化対策に関する取組み、とりわけ事業者との連携手法についてご提案いただいたものを下段に追記しました。

この点について、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」と「低炭素建築物」という新しい用語が出てきましたので用語集にも追加しています。

	<p>前回の審議会からの主な変更箇所の説明は以上となります。会長よろしくお願ひします。</p>
福田会長	<p>環境基本計画（案）について、何かご意見、ご質問はありませんか。</p>
高橋委員	<p>中部農と緑の総合事務所の高橋でございます。言葉の定義的なもの、概念的なものです。38ページの市の取り組みのところ、「市街地に残る都市農地や生産緑地など」という記述がありますが、都市農地というのは広い概念を持っており、あえていうなら、「生産緑地などの都市農地」とした方が正しいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>そのように改めさせていただきます。</p>
高橋委員	<p>9ページの「身近な環境問題への関心」に関するアンケート結果で、「関心度が低下している」という記述がありますが、何をもちいて環境問題への関心度が低下しているといえるのか、よく分からないので説明願ひします。</p>
事務局	<p>全体の回収数は前回に比べ多くなっているにもかかわらず、この設問に関する個々の回答数が少なくなっているため、関心度が低下していると解釈しました。</p>
高橋委員	<p>「PM2.5」や「ごみの有料化」という新しい選択肢もあり、PM2.5などの新たな問題に関心が広がるなど回答が分散したということではないのでしょうか。この設問は複数回答の設問であると思いますが、単純にポイントが低くなったイコール関心度が低下したとは思えないのですが。</p>
事務局	<p>個々の結果について、再度精査し、表現を検討したいと思ひます。</p>



高瀬委員	<p>3 ページの各主体の役割について、表中に「責務」という表現がされており、前回より表現がきつくなった印象を受けます。「取り組み」という表現の方が良いのではないかと思います。</p> <p>16 ページの地球温暖化の話題について、パリ協定のことなどが書かれており、細かく書かれているのは良いが、それに加えて例えば、今の気温から2℃上がったら、ほんとに地球は大変なことになりますというような説明を入れると、市民もわかりやすくとらえるのではないかと思います。</p> <p>46 ページの3Rの推進のところに「コンポスト容器の購入に対する助成」という記述がありますが、これは今までもされていて、段ボールコンポストのことを言っているのではなく、段ボールコンポストは、容器を購入しなくても段ボールで手軽にできるということが良い点だと思います。</p> <p>これに関連して、47 ページの段ボールコンポストに関するコラムについて、「段ボールを利用して分解処理するものです」という表現があり、市民がこれを読むと、段ボールに生ごみを入れると勝手に分解してくれるのだと勘違いしてしまうのではないかと思います。何を一緒に入れたら、具体的にどんな菌を入れたら分解するのかということをきちんと説明した方が市民にはわかりやすいと思います。</p>
事務局	<p>3 ページの「責務」という表現については条例に基づいた表現とさせていただいていますが、違和感があるということであれば、前回のように「取り組み」という表現に戻した方がよいでしょうか？</p>
福田会長	<p>私個人としては、条例に基づいてということであれば、「責務」という表現でも良いと思いますが、他の委員の方はいかがでしょうか。</p>
高瀬委員	<p>表の上段にある文章については、条例に基づいてということであるなら良いと思いますが、表1-1にある「市の責務」や「市民の責務」というところの書き方が私たち市民目線からしたら、責任を押し付けられているような感じをうけます。例えば、「役割」とか「取り組み」というような表現をした方が、</p>

高橋委員	<p>一つ私も頑張ろうかと思え、市民にとっても受け入れやすいと思います。</p> <p>府もいろいろな条例があり、府や府民の責務というような表現も使っていますが、今回の３ページの表については、表のタイトルが「各主体の役割」とあり、中身は条例のことではなく、基本計画のことが書かれています。また、表の左側には責務という条例の文言が使われていると、アンバランスな表になっている気がします。責務は責務として前段に書かれていることは理解されているということなので、表のタイトルは「各主体の役割」ということであれば、あくまでも環境基本計画における各主体の役割ということで、表内は「責務」ではなく、「役割」の方が表としては適すると思います。</p>
岸田委員	<p>私個人としては、「責務」でも「役割」でもどちらでも良いと思いますが、市民の率直な意見として、「責務」より「役割」の方が良いというのであれば、「役割」の方が良いかと思います。</p>
高岡委員	<p>表内の文言は、条例の第４条に書いてあることがそのまま載っているのですか。</p>
事務局	<p>条例の条文については、計画書の資料編に載せておりますが、この表にそのままを載せているのではありません。</p>
高岡委員	<p>全く一緒ではないということであれば、「役割」でも良いのではないかと思います。</p>
福田会長	<p>各委員にいろいろ意見を言ってもらいましたので、表現については事務局の方で再度検討するということによろしいですか。</p>
事務局	<p>表現については、一度検討させていただきたいと思います。</p>

岸田委員	<p>9ページのアンケート結果についてですが、高橋委員のご指摘の通り、PM 2.5やごみの有料化など、新しい項目に分散したのではないかなと思いますが、複数回答ということであり、この設問の回答の選択数がどうであったかということをチェックしていただけたらと思います。</p> <p>46、47ページのところで、「3R」を推進していこうということですが、最近では「4R」ということともいわれておりますが、「3R」にした理由をお聞きしたいと思います。</p>
事務局	<p>「3R」「4R」などいろいろありますが、「3R」が基本であると考えておりますので、本計画では「3R」とさせてもらっています。ただし、その中でも、「リデュース」と「リユース」の「2R」について、さらに大事ということで、47ページの方に記載させていただきました。</p>
岸田委員	<p>他市の計画などをみると「4R」を推進しているところもあり、それが進んだ取組みであるのであれば、取り入れても良いのではないかと思います。鈴木委員いかがでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>「4R」については、交野市さんの方で一緒に議論させてもらったこともあります。一般的に広まっているのは「3R」ですが、消費者が意図的に行動していくということが大事であるということで、「リフューズ（断る）」を加えて「4R」にしているところもあります。一方、京都市などでは「リサイクル」というのはどうしてもお金がかかってしまうので、本来、重要である「2R」を推進しています。「3R」にするのか、「4R」、「2R」にするのかということは、皆さんでしっかり議論していただいて、四條畷市としてどうしていこうかを決定すれば良いかと思います。</p>
高瀬委員	<p>私個人としては、「4R」が良いかと思います。</p>
奥田副会	<p>今、この場で「4R」という言葉が出ましたが、良く知っておられる方もい</p>

長	<p>ればあまり知らないという方もいる中で十分な審議をするのは難しいと思います。「4 R」が良いといわれている方は、何を根拠にして、「4 R」が良いといわれているのかももう少し教えていただきたいと思います。</p>
高瀬委員	<p>エコバッグなどの普及により、スーパーでレジ袋などを「断る」ということは割と当たり前になってきており、市民の間でも根付いてきていると思うのですが。</p>
奥田副会長	<p>エコバッグが広まっているということで、「4 R」が根付いているということですが、他の方も根付いていると感じているのかという点と、そのことだけで「4 R」にして良いのかということをごどのようにみなさんが感じているかが気になりますがいかがでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>「4 R」にするか、「3 R」「2 R」にするかについて、いろいろ意見はあるかと思いますが、政策の基本にもなることでもありますので、もっとしっかりと議論して方向性を決めるべきだと思います。ただ、計画書の中に「4 R」という言葉はひとつも出てこないのは問題かと思いますが、「2 R」という言葉が紹介されているのであれば、「4 R」についてもどこかで触れておいても良いかと思います。</p>
高岡委員	<p>「リフューズ」がレジ袋を断るという行動をさすのであれば、「リデュース」の中に含まれるものでもあるかと思いますがどうでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>意味的、内容的には重なってくることも多いと思いますが、そこをあえて行動的な意味で、市民に働きかけをするよ、重視するよということで、4つ目のRを加えることがある、またはそういった施策をすることがあるかと思いません。</p>
福田会長	<p>コラムのところで、「2 R」も「4 R」もあるというふうにつけ加えること</p>

事務局	<p>でしょうか。</p> <p>47ページの方に、「4R」については追記したいと思いますが、政策としては、基本的に「3R」で進めていきたいと思っております。</p> <p>さきほど、ご意見のありました16ページの地球温暖化の話題につきましても危機感のあるわかりやすい表現を追記させていただきたいと思っております。47ページの段ボールコンポストの説明についてももう少し詳しく書かせていただきたいと思っております。</p>
奥村委員	<p>ごみの減量について、私の住んでいる地区のごみの出し方について、紙などは一般ごみで出している人が多く、資源ごみとして出せるのは、新聞紙と段ボールだけと認識している人がものすごく多いと思っております。古紙回収において、チラシや小さい箱の紙でも入れても良いということをご一般市民の方に分かってもらう方法はないでしょうか。</p>
事務局	<p>ごみの正しい出し方については、議案の3番目になりますが、粗大ごみの一部有料化について、来年度、地区全体の説明会を50回程度は開催したいと考えております。その中において、今のご意見に関するようなこともお話しさせていただきたいと思っております。</p>
奥村委員	<p>そのあたりが徹底されれば、かなり一般ごみは減ると思っております。</p>
事務局	<p>集団回収のご意見かと思っておりますが、集団回収促進協議会という組織に属する団体が市内に100団体ほどありますが、団体ごとで集めるものや集め方、集める頻度などが異なっています。その中で平成25年から、雑がみについても報奨金を出すという形で行っておりますが、あくまでも各団体が何を集めるかを決めているため、出せる地域、出せない地域があるのが現状です。従いまして、雑がみも集団回収を行っていけば、可燃ごみの減量に繋がることから、さらなる周知啓発が必要であると感じております。</p>

<p>福田会長</p>	<p>他にご質問・ご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">－ 発言無し －</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、本日の案件(2)「環境基本計画(案)の答申(案)」について」を議案といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、「環境基本計画(案)の答申(案)」について」説明をさせていただきます。</p> <p>まず、資料2-1をご覧ください。</p> <p>資料2-1に案をお示ししております。</p> <p>内容についてですが、読ませていただきます。</p> <p>「本市を取り巻く環境は、飯盛山をはじめとする、多くの自然環境に恵まれています。日常生活や事業活動における環境負荷の増加や地球温暖化など市としての取組みの枠を越えた対応も必要となり環境にかかる問題は複雑化・多様化していると言えます。</p> <p>このような背景の中、市域における環境負荷の低減を図り、恵まれた環境を保全していくためには、省エネ対策やごみの減量化・再資源化など身近な環境問題への取組みを着実に浸透していく一方で、個々に展開されている環境活動のネットワーク化や行政主導的な環境活動から市民、事業者が中心となった活動へ転換していく仕組みづくりなどを進めていくことが重要であり、こうした観点に基づき策定された四條畷市環境基本計画は、市域の特徴を生かした環境づくりの基本施策を策定したものであり、諮問のあった四條畷市環境基本計画(案)については概ね妥当な内容であると考えます。</p> <p>なお、計画の実施及び推進に当たっては別紙意見について積極的に推進することを要望いたします。」</p>

要望内容につきましては、裏面をご覧ください。

まず、1番として、審議会でもご意見をいただきましたが、ひとづくりが大切であるとのご意見を踏まえ、P22のイメージ図にあるように まずは、「ひと」がすべてに関わり、樹木のイメージで土壌から養分を吸って花咲くよう、「特に「ひと」は環境をよくするためには、あらゆる人の参加と協働が欠かせないことから、「ひと」づくりの施策拡充を望みます。」としました。

次に、市民や市民団体などとの情報交換や意見交換も大切であるとの、ご意見をいただき、「市民・市民団体・事業者と市が、お互いに情報や意見交換を共有したうえで、それぞれの役割を担いながら、連携して取り組めるよう努め、「人と自然が共生する緑豊かな『やすらぎの環境都市』四條畷市」の実現をめざすことを望みます。」としました。

最後に、環境問題は、市としての取組みの枠を越えた対応も必要となることから、「対応が難しい事由に対しては、国・府に対して要望するなどの働きかけを望みます。」としました。

以上です。会長よろしく申し上げます。

福田会長

環境基本計画（案）答申（案）について、何かご意見、ご質問はありませんか。

岸田委員

基本的にこの内容で良いと思いますが、前回の審議会で出た意見を参考に、裏面の1から3を特に強調するということが記載しているということですが、前回出た意見の中では、ごみ減量化や再生可能エネルギー、地球温暖化対策などの具体的な意見があったので、4として、ごみ減量化や再生可能エネルギー、地球温暖化対策のための新たな施策の推進が検討されることを望みますみたいな文言が加わると良いかと思います。

事務局

おっしゃるように大切なご意見だと思いますので、他の委員の方のご同意があれば付け加えたいと思いますがいかがでしょうか。

	<p>－ 異議なし －</p>
事務局	<p>付け加える方向で修正致します。</p>
鈴木委員	<p>表面の記の２段落目の３行目で、「個々で展開されている環境活動のネットワーク化や行政主導的な環境活動から市民、事業者が中心となった活動へ転換していく仕組みづくりなどを進めていくことが重要であり」という文言がありますが、その中で、「個々で展開されている環境活動のネットワーク化」というのは今後も必要なことかと思いますが、これらを転換していくとした事情などをお聞かせいただきたいのですが。</p>
事務局	<p>ネットワーク化については、後述の「転換」につながるものではなく、「進めていく」につながるものであり、文章の表現がまぎらわしいため、分かりやすい表現で修正致します。</p>
瓜生委員	<p>「ネットワーク化や」のあとを続けてしまったので、紛らわしくなったと思うので、句読点で区切りなりすると良いかと思います。</p>
事務局	<p>分かりやすい表現にしたいと思います。</p>
福田会長	<p>他にご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>－ 発言無し －</p>
	<p>次に、答申までの流れについて、説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、「答申までの流れ」について、説明をさせていただきます。 資料 2-2 をご覧ください。 まず、本日いただきましたご意見を事務局で取りまとめ、取りまとめたもの</p>



	<p>で、一定、答申を固めたいと考えております。</p> <p>しかしながら、一応念のために今月末、12月28日までに何かありましたら、ご意見を承りたいと思っております。</p> <p>そして、これらを取りまとめたものを、1月中旬ころ、あらためて、委員の皆様にご送付いたしまして、それを見ていただき、1月末までに、事務局まで返していただきたいと考えております。</p> <p>そして、1月末までにいただいたご意見につきましては、申し訳ないですが、会長と事務局で調整させていただき、最終、2月15日の第4回審議会にて答申をしていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上です。会長よろしく申し上げます。</p>
<p>福田会長</p>	<p>只今の、「答申までの流れ」について、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>事務局（案）では、本日のご意見を取りまとめ、取りまとめたもので一定答申を固めるものの、一応皆さんにも1回みていただいて、修正等があれば1月末までに連絡いただくと。</p> <p>そしてこの修正については、私と副会長にご一任を願いたいというものでしたがよろしいでしょうか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>ごみの減量について、不燃ごみなどを使って、子どもたちに分解させる機会を作ったら良いのではないかなと思っています。</p>
<p>福田会長</p>	<p>今は答申案についてのご意見を聞いているのですが。</p>
<p>山本委員</p>	<p>12月28日までに意見を下さいということでしたので、気になったので環境基本計画書の中身についてもご意見させていただこうと思ったのですが。</p>
<p>福田会長</p>	<p>意見を言い忘れたということですがどうでしょうか。</p>

山本委員	メールでも良いということでしたので、メールでも良いのですが。
福田会長	皆さんにも聞いていただいた方がよろしいかと思しますので、ご意見を伺いたいと思います。
山本委員	「ものづくりフェア」とかに家族で参加させていただいていますが、リユース、リサイクルにつながることで、モノの仕組みが分かっていけたらと思っているのですが。
福田会長	計画書でいうと具体的に何ページのことを言われているのでしょうか。
山本委員	47ページの「3Rの推進」において、不燃ごみとかが増えてこれから大変になるというお話がありました。不燃をごみとして出す前に、分解してみても、モノの仕組みを子どもたちに教えるような機会があっても良いのかなと思っています。
福田会長	例えば、パソコンとかはデータの処理上の関係とかで難しいかもしれませんね。データは消えたようでも消えていないこともありますし。
事務局	リユースやリサイクルにつながってくることはあると思いますが、計画書はこのままにしておいて、出来る出来ないはこの場で申し上げることはできませんが、例えば、イベント等で子どもたちにふれていただく機会を別途設けるなども考えることはできます。
瓜生委員	今の話しは大事だと思います。小さなころからモノを体験的に大事にするという機会は必要だと思います。例えば、28ページの環境教育のページに体験型のイベントという文言を盛り込んでも良いと思います。体験型については、生物観察とかの文言しか見当たらないので、そういったことを付け加えることができれば良いかと思っています。

福田会長	28ページに追加するイメージですか。
瓜生委員	環境教育の観点からいったら28ページかと思うのですが。
事務局	28ページの追加ということになると、学校教育なども含むため、教育委員会等との調整も必要であります。それについては、イベントの中で、安全面を確保したうえで対応していければと考えております。
福田会長	スケジュールについてはよろしかったでしょうか。
岸田委員	FAX番号は封筒に書いてあるので分かるのですが、メールアドレスを教えてくださいたいのですが。
事務局	生活環境課にメールはひとつしかございません。課代表のメールになりますが、kankyou@city.shijonawate.lg.jpでございます。
福田会長	<p>市のホームページが確実かと思いますので、そちらで生活環境課のアドレスをご確認ください。</p> <p>その他ご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">－ 発言無し －</p>
福田会長	次に、本日の案件(3)「四條躰市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正」の報告 いわゆる「粗大ごみ不燃ごみの一部有料化について」の報告を議案といたします。
事務局	<p>それでは、説明させていただきます。資料3-1をご覧ください。</p> <p>昨年度の審議会並びに専門部会でご議論いただきました、「家庭系ごみ処理</p>

手数料のあり方」に関するご議論を踏まえまして、この度12月議会で粗大ごみ不燃ごみの一部有料化に関する「四條畷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正が可決されました。そのことを受けまして、その内容を簡単にご説明させていただきます。

なお、粗大ごみ不燃ごみの一部有料化の実施時期については、平成30年3月からの新ごみ処理施設の本格稼働に合わせまして、平成30年4月からの一部有料化実施を予定しております。

それでは「資料3-1」をご覧ください。

まず、資料の2ページになりますが、四條畷市にお住まいの方は何度かお申し込みされたこともあるかと思いますが、現在「粗大ごみ不燃ごみ」という枠組みで月1回5点まで粗大ごみ不燃ごみの申込ができるようになっております。粗大ごみ受付センターへ電話し申込みを行い、その際に粗大ごみ受付センターが指定する収集日に、市が収集に伺うという形になっております。この点は、粗大ごみ不燃ごみ一部有料化実施後も変更はありません。

次に3ページをご覧ください。一部有料化に伴い、「粗大ごみ不燃ごみ」の中で「有料のごみ」と「無料のごみ」ができることになるのですが、申込点数は有料無料にかかわらず月1回5点までとなります。

ただし、申込み状況によっては収集日が翌月以降になる場合もあり、あくまで「月1回5点収集」ではなく「月1回5点申込」ができるということになります。

なお、月6点以上の申込はできず、6点以上排出される場合は後ほど説明する「臨時ごみ」や「自己搬入ごみ」という枠組みで出していただくこととなります。

なお、4ページの図が粗大ごみ不燃ごみ一部有料化後の「粗大ごみ不燃ごみ」の手数料を一覧にまとめたものになります。

有料となるものは、下から2つ目の「指定した品目のごみ」と一番下の「一

定の大きさ以上のごみ」の2種類があります。

その2種類以外のもので、45ℓの袋に入るもの、もしくは段ボールに入るものに関してはこれまでと同じで無料のままとなります。

5ページで、先ほどご説明いたしました無料となるものについて詳しくまとめております。

「指定した品目のごみ」以外のもので、「サイズ判断品目、一定の大きさ以上のごみ」にも該当しないもので、45ℓの袋に入るもの、もしくは段ボールに入るものが無料となります。

6ページでは、先ほどご説明いたしました有料となるものについてまとめております。

有料となるものは、「一定の大きさ以上のごみ」と「指定した品目のごみ」の2つに分けられ、左の絵だと、タンスが「一定の大きさ以上のごみ」として有料、ガスコンロが「指定した品目のごみ」として有料になります。

7ページと8ページでは、その2種類の有料となるごみについてまとめているのですが、まず、1ページ飛びまして先に8ページをご覧ください。

8ページに掲載している60品目が「指定した品目のごみ」となります。これらはサイズに関わらずそれぞれ個別に決めている手数料が掛かることとなります。

たとえば、表左下のオープンレンジを例に挙げると、オープンレンジのサイズに関わらず、手数料は600円となります。

ただ、この「指定した品目のごみ」の各品目については、新しいごみ処理施設を共同でつくっている交野市と品目を統一する必要があり、現在交野市と協議中のため今後変更の可能性があります。

戻りまして、7ページはもう1種類の有料となるごみで、「一定の大きさ以上のごみ」の説明になっております。

考え方といたしましては、8ページの「指定した品目のごみ」に当てはまらないもので、かつ一定の大きさ以上のものが「一定の大きさ以上のごみ」として有料になります。

具体的には、「1辺が1m以上のもの」が300円、「2辺が1m以上のもの」が600円、「3辺が1m以上のもの」が900円となります。

たとえば、左下の絵のような机を「粗大ごみ・不燃ごみ」として出すとすると、まず8ページの「指定した品目」に当てはまるか確認し、今回のような木製の机であれば「指定した品目」には当てはまらないということになります。次に「一定の大きさ以上のごみ」に当てはまるかどうか確認し、仮にこの机のサイズが「横幅と奥行きが1m以上・高さだけ1m未満」だとすると、横幅と奥行きが2辺が1m以上となる「一定の大きさ以上のごみ」として手数料が600円掛かることとなります。

以上2ページから8ページにかけてが、粗大ごみ受付センターに月1回5点まで申込むことができる「粗大ごみ不燃ごみ」の変更点の説明になります。

続きまして、「臨時ごみ」「自己搬入ごみ」についてご説明いたします。

9ページからは、先ほど3ページで「一度に6点以上粗大ごみ・不燃ごみを出す場合」の排出方法として触れました「臨時ごみ」と「自己搬入（持込み）」の変更点について説明させていただきます。

現在の制度を9ページにまとめておりました、点数制限なく排出でき、かつ収集日を指定できる方法として、「引越しごみ」「臨時ごみ」「自己搬入ごみ」の3種類があります。

なお、現在は手数料は「かさ」で決まり、1m<sup>3</sup>ごとにそれぞれ手数料が決まっております。

現在のこの3つの排出方法の違いとしては、まず引越しに伴い出るごみかどうかで分かれ、引越しに伴うごみであれば、市が収集に行く場合も、排出者が直接市の施設まで持ち込みする場合も「引越しごみ」として「1m<sup>3</sup>あたり1960円」となっております。

引越しに伴わず、自宅の大掃除等で臨時に大量に出るごみの場合は、市が収集に行く場合と、排出者が直接市の施設まで持ち込みする場合で手数料が異なり、市が収集に行く場合は真ん中の「臨時ごみ」として「1m<sup>3</sup>あたり4060円」、排出者が直接市の施設まで持ち込みする場合は一番下の「自己搬入ごみ」として「1m<sup>3</sup>あたり2800円」となっております。

10ページは変更後の「臨時ごみ」「自己搬入ごみ」の仕組みを表にしたものになります。

現在の制度からの変更点としては、まず「引越しごみ」という枠組みがなくなり、引越しの有無にかかわらず手数料が決まるようになります。収集日を指定したい場合や大量にごみを出す場合で、市が収集に行く場合は「臨時ごみ」、排出者が直接ごみ処理施設まで持ち込みする場合は「自己搬入ごみ」となります。

手数料については、大きな変更点として、これまで1m<sup>3</sup>何円という「かさ」で手数料が決まっていたのが、変更後はごみの個数で手数料が決まることになります。

では、手数料が具体的にどのように決まるかと言いますと、まず「臨時ごみ」の場合は、市の委託業者が収集に行くことになるので、収集運搬基本料金として1200円がかかります。逆に「自己搬入」の場合は、排出者が直接ごみ処理施設に搬入することになるので収集運搬基本料金はかかりません。

それらに7ページと8ページの「粗大ごみ・不燃ごみ」のところでご説明した「一定の大きさ以上のごみ」の手数料、「指定した品目」の手数料をたす形になります。

なお、それ以外の「45ℓの袋に入るごみ」と「段ボールに入るごみ」については、月1回5点まで申込できる「粗大ごみ・不燃ごみ」という枠組みで出す場合は無料でしたが、「臨時ごみ」「自己搬入ごみ」として出す場合は、袋又は箱1点から手数料がかかり、具体的には「1点から5点まで」が300円、「6点から10点まで」が600円、以降5点までの増加ごとに300円増加していくことになります。

なお、これまでは「かさ」で手数料が決まっていたので、自宅の庭等から出た草木ごみなどを自己搬入する場合、袋等に入っていなくても受け入れしていたのですが、変更後は個数で手数料が決まるため、どんなごみでも必ず「45ℓの袋」もしくは「段ボール」に入れて出していただくこととなります。

次に11ページをご覧ください。「臨時ごみ」と「自己搬入ごみ」の申込み方法につきましては、「臨時ごみ」は現在と変わらず市生活環境課に申込みする形となります。

「自己搬入ごみ」については、現在は事前予約等は不要で、市生活環境課に持ち込んだ際に受付し、その後市の処理施設まで本人に運搬してもらう形となっております。変更後は、事前に新ごみ処理施設（四條畷市交野市清掃施設組合）に電話予約の後、市を經由せずに、直接新ごみ処理施設に搬入してもらう形となります。

次に、9ページから11ページにかけて説明して参りました「臨時ごみ」「自己搬入ごみ」について、実際に具体例を挙げどのように手数料が掛かるのかそれぞれ12ページと13ページでご説明いたします。

まず12ページが臨時ごみの具体例になり、上の例で絵を載せているごみを出すとすると、まず収集運搬基本料金として1200円かかり、45ℓの袋に入ったごみが6点あり「6～10点は600円」となるので600円、タンスは2辺が1m以上の「一定の大きさ以上のごみ」となり600円、ガスコンロ・スキー板・ゴルフクラブが「指定した品目」となりそれぞれ品目ごとに決まった手数料がかかり合計1200円、臨時ごみ全体で見ると合計3600円かかることとなります。

13ページは「自己搬入ごみ」の具体例となります。出している品目は12ページの「臨時ごみ」の具体例として載せている品目と同じとなります。「自己搬入ごみ」と「臨時ごみ」の手数料の違いとして、先ほどご説明したとおり「臨時ごみ」の場合は収集運搬基本料金1200円がかかるのに対し、「自己



搬入ごみ」の場合は排出者本人が排出するため収集運搬基本料金がかかりません。そのため合計金額は「自己搬入ごみ」で出すほうが「臨時ごみ」で出すより、合計金額として1200円安くなることとなります。

以上9ページから13ページにかけてが、「臨時ごみ」「自己搬入ごみ」の変更点の説明になります。

次に、その他変更のないごみについてご説明いたします。

14ページ以降は、今の制度から変更しない予定のごみになり、以降のページでそれぞれ簡単に説明いたします。

15ページをご覧ください。家電リサイクル法の対象になっている、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫、エアコンについては、これまで通り市では収集せず、販売店又は家電小売店へお問い合わせいただくこととなります。

16ページの処理困難物については、これまで通り市では収集できません。

17ページのパソコン、18ページの携帯電話についても、これまで通り市では収集できません。

19ページの乾電池・蛍光管については、これまで通り拠点回収となり、市役所・田原支所、もしくは拠点回収協力店に設置している回収箱に捨てていただくこととなります。

最後に、この資料には記載していませんが、手数料の支払い方法は、一部有料化実施後、証紙での方法となります。具体的には、1枚300円で販売する証紙を、市役所や田原支所・コンビニエンスストアやスーパー等でご購入いただき、証紙がシールになっているので、証紙をごみに貼って出してください。

	<p>く形で考えております。</p> <p>以上が粗大ごみ不燃ごみの一部有料化に関する説明になりますが、冒頭にもご説明させていただいたとおり、粗大ごみ不燃ごみの一部有料化は平成30年4月からとなっており、平成29年度を周知期間として市内各地区で説明会を実施することを予定しております。</p> <p>説明は以上になります。会長よろしく申し上げます。</p>
福田会長	<p>「粗大ごみ不燃ごみの一部有料化について」の報告、何かご意見、ご質問はありませんか。</p>
奥村委員	<p>ペンキの缶について、ほとんど使っているのですが、どうやって捨てたら良いですか。</p>
事務局	<p>そんなに残っていないのであれば、中身は新聞紙か何かに染み込ませて可燃ごみに、残った缶はそのまま缶・ビンで出してください。</p>
高瀬委員	<p>10ページについて、5点まで300円、10点までは600円で、5点ずつ増加になると300円増加とありますが、11点の場合は実際は300円増加になると思うが、この表現では外れてしまうと思うので、表現は考えてほしいと思います。</p>
事務局	<p>説明会までにはもう少し分かりやすい表現にいたします。</p>
藤原委員	<p>12ページと13ページの説明の図で、タンスの図で「2辺が1m以上」ということですが、この図でいくと高さが1m以上、奥行きも1m以上ととられてしまうので、奥行きは1m以上なくても大丈夫だと思いますので、表現を修正していただけると良いと思います。</p>
鈴木委員	<p>5ページの無料になる場合の申込みについて、例えば70cm×70cm×70cmの</p>

	<p>段ボールは、一番下を書いてある「サイズ判断品目に該当しないもの」という判断で良いのでしょうか。</p>
事務局	<p>ぴったり 50cm というわけではなくて、大体のサイズで考えてもらって結構です。</p>
鈴木委員	<p>大きな箱に 1 m 以上のものも詰め込んで、まとめて一つと言う場合でも一つ分という勘定でよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>この制度になる前であれば、例えば、タンスの中に服を詰め込んで出すのは OK だったのですが、これからはあくまでもタンスだけが対象となります。</p>
富田委員	<p>段ボールを閉めて出す人が、私のまわりでは多くみられますが、この絵のようにフタは空けておいた方が良いでしょうか。</p>
事務局	<p>今までもフタは空けたままでお願いしてあったかと思いますが、徹底されていないようであれば、説明会の時の資料には分かりやすく明記しておきたいと思います。</p>
藤原委員	<p>計画書のことなのですが、資料編 18 ページの単位について、「pH」は単位ではないので、ここにあるのはおかしいと思います。資料編 13 ページに「水素イオン濃度」ということで重複する項目があるので、こちらで整理されてはと思います。</p>
福田会長	<p>他にご質問・ご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">— 発言無し —</p>
福田会長	<p>最後、「その他」について、事務局から何かありますか？</p>

事務局	<p>それでは、「その他」として、次回、2月15日の審議会会場について、お伝えします。</p> <p>第1回審議会でご提示いたしましたかと思いますが、第4回審議会会場が決まりましたので、お伝え致します。</p> <p>第4回審議会会場は、大変恐縮ですが、今までと違い、水道局2階大会議室となりますので、お間違いないようよろしくお願いします。</p> <p>以上です。会長お願いいたします。</p>
福田会長	<p>ただいま、事務局から説明を受けましたが、何か、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>—発言無し—</p>
福田会長	<p>それでは、本日の会議は、これで終了とさせていただきます。</p> <p>円滑な議事の進行にご協力いただきありがとうございました。それでは、事務局に司会をお返しいたします。</p>
事務局	<p>本日は、とても貴重なご意見をいただき、本当にありがとうございました。これにて、環境審議会を終了いたします。</p> <p style="text-align: center;">～ 閉 会 ～</p>